

聖戰既に二閱年、幾多の貴き犠牲と莫大の國帑を費して茲に皇威愈揚り遂日戰果を收め興亞新生の曙光を見るに至りましたが、眞の和平を望むことは前途遼遠で、今尙我が忠勇なる同胞は日夜戰塵を浴び困苦缺乏に耐へ疫癘彈雨の中で身命を賭して聖戰の目的達成のため惡戰苦闘を續けてゐられる際、國民精神總動員の下に舉國一致堅忍持久益々統後の護りを固め協力邁進せなければならぬことは改めて申上ぐるまでもありません。殊に納税はお互が國家に對する御奉公であり重大な義務であるから進んで之を負擔するのが當然であります、故に斯かる非常時局下に於て戸數割課額の如き問題で一致を缺くことは國策に悖り、内輪喧嘩をして居る様に聞かれては戦線に在る郷土部隊の諸君に對し寔に申譯なく遺憾と存じます、皆様代表に選ばれた私共は常に自肅自戒して只管圓滿なる市政の運行發展と福利増進を期することに専念いたして居ります。

然るに不幸にして本年度豫算市會前後に於ける戸數割問題に關し、**西桑名在住の**

一議員は二月十六日以來吾々の會合にも列席し同意見にて代表ともなり屢々市長とも折抄を試み居たのであつたが如何なる事情によるか其態度は急變し殊更に事實を隱蔽し詭辨を弄して市民の好奇心を唆り一見正論の如く盛んに文書其他の手段で發表流布して他を誹謗し、恰も吾々が頑迷にして時局を認識せず徒らに事を構へ西桑名住民を煽動し總代と呼應して納税をも阻止し市政を攪亂する非國民の如き暴言を吐くに到つては、如何に隱忍自重し努めて相剋摩擦を避けることを念願させる吾々も點視する譯には参りません其は實際の事情が判明せぬために、若しも誤つて彼の偏見に惑はされる者があれば遂には一犬嘘を吠へて萬犬實を傳へ桑名市發展の障害となり市民の幸福を奪ふ俱れがあるので止むを得ず真相を發表し且つ所信の一端を披瀝して賢明なる皆様の御判斷と御指導を仰ぐ次第であります。

御參考までに問題の中心たる合併條項并に條件中重要なる條項を記します。

## 合併條件拔萃

(昭和十二年一月十七日締結)

第貳項 西桑名町ニ於テ合併ニ先チ財源ヲ起債ニ需メ起債許可ノ條件ニ該當スル事業ヲ

豫メ決定シ置キ市ハ後日誠實ニ之ヲ實行スルモノトス

第四項 起債ノ總額ハ金參拾貳萬五千圓トス

其償還方法ハ五ヶ年以内据置キ後貳拾ヶ年以内ニ分割償還スルモノトス

第六項 合併條件實施中ハ西桑名町ニ關係スル重用案件ヲ市會ニ附議シ若クハ變更セム

トスル場合ハ現西桑名町長ノ意見ヲ徵スルコト

第七項 戶數割稅ハ西桑名町昭和十一年度賦課一戶平均額ヨリ四割ヲ減シタルモノトシ

八ヶ年間之レヲ据置ク(註四割ヲ減シタル一戶平均額ハ金五圓七十六錢トナル)

第八項 前項賦課ニ際シテハ現西桑名町長及西桑名町會議員區長並當町地區在住ノ市會

議員其他適當ト認ムルモノニ諮問スルコト

第九項 將來稅制改正ノ結果戶數割稅ヲ廢減セラレタル場合ハ之レニ代ル租稅四割ヲ減  
ズ

第十項 戶數割及之ニ代ル稅四割減ヲ實施中ハ元西桑名町ハ新規事業ノ目論見ヲ爲サズ  
第十一項 現西桑名町ノ縣稅雜種稅附加稅率ヲ自轉車稅、自動車稅、畜犬稅及人力車稅  
荷車稅、船舶稅、小形船稅、酌婦稅ハ八ヶ年現在ノ儘据置クコト  
其他第一項ヨリ第二十四項ニ至ル

之に依つて、吾々の主張する点は

### 一、合併條件は誠實に嚴守履行せよ。

苟くも両町が充分檢討の上其責任者が誓約して捺印締結せる公文書であるから法文  
ご少しも變らない有効確實なものご信ずるから契約通り實行すべきものである

### 一、合併條件は絶對的變更不可能のものでない。

第六項に明記の通り必要を生じた場合には戶數割賦課額の變更は勿論新規事業も行

ひ得るのである、故に戶數割課額や或は新規事業に就ても八ヶ年間其ま、据置き變  
更してはならぬと固執する様な誤つた考へ方をする者は吾々の中には一人も居らな  
い。

### 一、合併條件は不當、不合理ではなし。

條件作成は兩町間に於て仲介者を混へ充分熟議の上で互に意見が合致して承認した  
ものである。西桑名町戶數割四割減も參拾貳萬五千圓の起債事業も總てに前に合併  
した舊益生村の條件に準じたもので、戶數、人口、擔稅力、地域、將來の發展性、  
等を考察し過當でない、而かも益生村合併の際は新規事業に言及せず剩へ工場誘置  
の場合に優先權を認めたるに拘らず西桑名町に對しては新規事業を行はずご云ふ苛  
酷の條項を附加されたのご比較對照して桑名町の負擔は遙かに輕い、一議員の謂ふ  
が如く假りに新規事業が行へず其爲に市の發展を阻害すれば此の條項附加を強要せ  
し桑名町側の責であるから削除せしめたらよい、何を以て今頃條件が不均衡不合理

なご云へるか、最初から承知の筈である。

## 一、合併條件は正式の手續以外には變更は出來ぬ。

契約者一方のみの都合や意思で勝手に變更し得らるゝものでない、條件を變更するには正式に手續を経て相手方の締結者に承認を求めることが必要である、一片の座談や電話で通告したのみで承認させたご盲斷するのは非常識も甚だしい、承認させたら遲滞なく變更の條項を訂正捺印してこそ始めて有効なる譯である、自己の怠慢無責任から問題を起し相手方に責任轉嫁するのは悖徳行爲である。

## 一、合併條件は議員數に依り恣に變更出來ぬ。

既存の條件が後日議場に於て多數決で變更し得るなら何が爲めに態々仲介者を煩し兩町間に於て一年有餘の日子を費して折衝を重ねる必要があらふか、重大な條件が何の効力なき一片の空文に等しく、左様な無法な事が法治國に於て許さるべきでないと思ふ。

## 一、合併に際しては被合併側は弱者の地位に在るのは通例である。

若も合併後に優勢なる合併者側に於て自由に條件が改廢し得るごせは、今假りに隣接の城南を合併に勧誘する場合、如何程好條件を提示し幾百度折衝しても斯様な不安の去らない限り到底之れに應諾する筈がなからふ、斯くては將來大桑名市の建設は全く望み難く、本市發展の爲め寔に遺憾であるから愛市觀念の上からも吾々は特に強調するものである。

## 一、吾々は決して負擔額の増大とか新規事業に就て異論を唱へる者でない。

必要なるものは進んで之れに協賛し共力するに吝でない、要は條件を忠實に履行して貰へばよい只其だけである、正當の事を眞直ぐに行へご主張するのみである、之れを容るゝ者ごは進んで共調し若し蹂躪する者あらば斷呼ごとして排撃せざるを得ない。

い。  
以上の信念に基き戸數割問題に關する昨年以來の經過概要を左に御報告申上ます。

## 昭和十三年度豫算市會の經過

昭和十三年二月二十五日豫算審議の市會に於て貝塚市長は説明して曰く

私は舊西桑名舊桑名両町間に締結せる合併條件の内、戸數割賦課率の点が甚だ數く不均衡で公平を欠いて居るご合併當初から考へて居たから過日舊西桑名町長松本さんに圖つて西桑名町の戸數割課額は金五圓七十六錢ご確定して居るが舊桑名町側には別に基準がないから本年から舊桑名町側にも課率を設け合併年度の舊桑名町の課率即ち金拾壹圓八拾四錢參厘とする事に承認を得て、尙仲介者加藤さんにも諒承得ました。が舊西桑名地内東汰上から新規事業の申出があつたので、幸ひ良い機會ご思つて西出張所へ參り總代を集めて話の序でに戸數割課率の事も説明して承認を得てあるから宜敷協賛せられたいご報告あり。

當時吾々議員は合併後僅か一年で最も重要な條件の戸數割課率が變ることには不服であつたが、既に市長が條件を守つて手續を履んで協定せられたものであるご云ふことであつた爲め止むを得ず市長の言を信じ協賛するの餘儀なきに至つた。

然るに市長が正式の手續を経たと云ふ言明は全く虚偽であつた事が判明したから非常に紛糾を生じた。

それは條件締結者松本氏は戸數割課率の變更に付き市長に絶對承諾した事なく、仲介者加藤氏も左様な諒解を與へぬのみならず斯様な重大問題を輕々に取扱ふものではないご言明せられ、總代も同意せしごごなく全く詐言であるご發表せり、依つて事實を確める爲め、西出張所へ市長、松本元町長並に總代其他關係者が會合して相方の意見を徴したが、結局言ふた、聞かぬの水掛論に終つた、加藤久米四郎氏は臨席なき爲め此の事情を書面に認め善處方を依頼し、數日後同氏が來桑の際柳市旅館で松本氏市議及各總代ご會見した際貝塚市長の不都合を責め、仲介者ごしての善處を

要望せり、其の結果加藤先生は「十三年度の事は市會も承認したのであるから變更することは一寸容易でない殊に時局柄税金のことで騒ぐのは穩當でないから、十三年度戸數割の内舊西桑名町側から増徴の金額五千參百餘圓は來年度に繰越させ、更めて昭和十四年度から條件に基く事に市長へ話すから本年度の處は辛棒せよと云ふ事で一同加藤先生に充分御依頼し御任せして一先ず落着せり。

其後加藤先生より貝塚市長に對し交渉せられたと確聞す、次ぎに

## 昭和十四年度豫算市會の経緯

昭和十四年度豫算審議の期日も切迫せる際合併仲介者加藤先生が突然急逝せられたので同氏が存命中であれば心配するに及ばぬけれど仲介者を喪つた以上は、條件締結者の松本貝塚兩氏のみで互に昨年來正反對の意見であつたから、吾々は豫算市會に先ち二月十六日舊西桑名選出議員一同會合して本年も再び昨年の如き紛擾を醸すことを憂慮し、市政の圓滿なる運行を期する上から、本年度市長が若し合併條件を

變更する意思あらば、先ず以て合併條件に基き松本舊西桑名町長に書面にて協議事項を提示せらる、様進言せり。

然るに市長は昨年度に於て戸數割問題は解決し本年度は協議の要なしと云ひ、吾々と全く所見を異にするが故に、爾來屢次會見の結果遂に舊西桑名選出議員一同連署の書面を市長に提出し（別紙）市長も之れを應諾し二月十九日書面を以て松本氏宛提出せられたり（別紙）

松本氏は市長の書面に對し二月二十日西出張所に關係者一同を招致し協議の結果、舊西桑名町としては昭和十二年一月十七日締結の條件通り實行を熱望して止まざるも互讓の精神を以て貝塚市長の苦衷と其の趣旨を尊重し、折衷案を作製二十二日附書面にて誠意ある回答を市長に送たり（別紙）

然るに之れに對し市長は二月二十二日市會開會に先ち「元西桑名町合併條項變更に付再度問合願末」なる文書を市會に發表せり。

之れを一覽するに其所説中相違の点多く且つ自己の意見を附記して挑戰的態度に出で、全く當方の誠意を無視せり然し乍ら飽くまで圓滿なる解決を熱望せる吾々は敢て反駁を試みず隱忍自重圓滿解決を懇談せるも市長の容るゝ處ならず經過せり。翌二十四日全員委員會に於ても吾々の正當なる意見を用ひず、止むなく反對の意見を表明し退場せり。

二十五日の本會議に臨むや議場の空氣は愈々悪化し、到底吾々の意見を容るゝの雅量見へず事爰に至れば止むなしと決意し議案の修正動議を出さむとする時突如一議員より讀會省略原案可決の動議出で我等の發言を抑制したるが漸く發言を得て昨年豫算市會に於ける市長の執られし態度即ち合併條件契約者に協定せずして條項變更の方法に出でたる点を力説し、故に本年は當然昭和十二年一月十七日協定せる條件に依つて進むべき事若し時勢の進運に伴ひ變更の必要あらば其定むる條項に従ひ協議を進む可し、然らざる時は條件の定むる舊西桑名町一戸負擔を金五圓七拾六錢と

修正動議を提出する爲めに二讀會を開催すべし、と主張すれども既に讀會省略原案可決の動議成立せりとして遂に十六對八を以て原案通り可決、茲に合併條件の遂行は疎害せられんとする状態に立至れり。

此間市長は休憩中とは云へシバく議席を離れ各議員の議席を巡廻して舊西桑名町側議員案に賛成せぬやう貳拾貳番議員には絶對に反對せよと激勵し其他一議員の懇談會開催の動議を撤回せしめる等、其言動に就ては多數傍聽者に依り確認せられたる處なり

以上は豫算市會に於ける經過の大要でありまして、結局吾々の信ずる主張が認められないから事の顛末を上司に具申し公明なる裁斷を仰ぎ其の推移を靜觀する事に致しました。此機會に於て皆様の平素の御支援を感謝し併而今後の御指導御鞭撻を切に御願ひ申上ます。

以上

昭和十四年三月

(別紙)

拜啓

舊桑名、舊西桑名ノ合併條件ニヨル昨年度ノ戸數割課率更改ハ徹底ヲ缺ク點有之候ニ付改メテ當時ノ契約者タル元西桑名町長松本長藏氏へ御交渉被下候様御取計ヲ希望致候

昭和十四年二月十九日

敬具

加藤治右衛門
黒田貫一
鈴木木三治
矢野三二
南部常三郎
水谷清次郎
水谷傳兵衛
鶴飼新一郎

桑名市長 貝塚榮之助殿

昭和十二年一月十七日締結ニ係ル西桑名町、桑名町合併ニ關スル協定證合併條件中第七項及第十項ヲ左記ノ如ク變更致度ニ付御協議申上候間至急御回答相煩度此段申上候也

昭和十四年二月十九日

元桑名町長

桑名市長 貝塚榮之助

元西桑名町長 松本長藏殿

記

一、合併ニ關スル協定證合併條件中

第七項 戸數割ハ西桑名町昭和十一年度賦課一戸平均額ヨリ四割ヲ減シタルモノトシ八ヶ年間之ヲ据置ク

第十項 戸數割及之ニ代ル税四割減ヲ實施中ハ元西桑名町ハ新規事業ノ目論見ヲ爲サス

右ノ如ク定メアリテ舊西桑名ニ於テ新規事業ハ何タルヲ論セス目論マサルトキハ合併ニヨリ市制ヲ實施セルモ時勢ノ進運ニ伴フ發展ヲ疎害スルニヨリ第十項ハ之ヲ削除スルト共ニ第七項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ舊西桑名町昭和十一年度賦課一戸平均ノ四割減即チ五圓七拾六錢ノ基本率ニ對シ舊桑名町ノ基本率ヲ拾貳圓ト定メ之ヲ超過スル額ハ前年度ノ所得額ニ夫々按分スルモノトス

以上

昭和十四年二月二十二日

元西桑名町長 松本長藏

桑名市長 貝塚榮之助殿

謹啓愈々御清福之段奉賀候

陳者本月十九日付ヲ以テ御協議被下候桑名、西桑名合併ニ關スル協定證ノ條件中變更ノ件右ハ昭和十二年一月十七日締結ノ條件通り實行ヲ熱望シテ止マザル儀ニ有之候然レ共モ特ニ今回御協議ノ次第モ有之候ニ付キ關係者ト協議ノ結果御趣旨ヲ尊重シ御協議ニ係ル貴書御示シノ但書ヲ左ノ通りトシテ御同意申上事ニ一決仕候條此邊御諒承賜リ度此段御願申上候

左記

但シ舊西桑名町昭和十一年度賦課一戸平均ノ四割減即チ金五圓七拾六錢ノ基本率ニ對シ舊桑名町ノ基本率ヲ拾參圓五拾錢ト定メ之ヲ超過スル額ハ前年度ノ所得額ニ夫々按分スルモノトス

昭和十四年三月十八日印刷  
昭和十四年三月二十三日發行

【非賣品】

桑名市大字東方一四一六番地

編輯人代表 水谷清次郎

桑名市大字東方二二六番地

發行人代表 水谷傳兵衛

桑名市桑名三百九十六番地

印刷所 桑名商況社